

(9) PR活動について

花・緑出展におけるPR活動の定義

PR活動とは、**広報活動（出展者の活動の紹介）、自社の商品・サービス等の紹介**を指します。

【参考 公募要領抜粋】

出展区画において、出展面積の5%以内で出展内容に関連するPR活動を実施することが可能です。

応募時に参加申込書にてPR活動の有無及び内容を提出し、出展内定後に、出展事務局と内容を協議し承認を得る必要があります。

禁止事項

- ・ 出展区画内における、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動
- ・ 出展区画内における、有償での商品・サービスの提供
- ・ 出展区画の入場料を徴収すること
- ・ 寄付を募ること

40

(9) PR活動について

下記以外の活動でPR活動が判断が難しい場合は協会までお問い合わせください。

PR活動に該当しない例

- ・ 庭園・展示のコンセプトや見どころ、各季節の注目ポイントを紹介するパネルやスクリーン、サイネージの設置
- ・ 庭園・展示のコンセプトや見どころ、各季節の注目ポイントを出展者が来場者へ説明
- ・ 演出用のスクリーン、サイネージの使用
- ・ 出展作品の理解促進を目的として行われる出展者情報や価格等が含まれない植物、資材、生産物等の説明を記載したパネルやスクリーン、サイネージの設置（企業ロゴや企業名が含まれる場合はPR活動とする。）

PR活動に該当する例

- ・ 銘板の他に庭園の一部としての出展者名の設置（例：花苗などの配置で会社名を作成）
- ・ パネルやサイネージ、スクリーンを活用した企業、団体、個人、自治体の活動紹介（地方公共団体における観光や地場産品の需要喚起につながる活動を含む）
- ・ 企業名・ロゴを付したユニフォームを着用しての出展者による説明
- ・ 商品名や価格、販売店を記載した製品、サービスの紹介
- ・ デモンストレーション、体験活動（ワークショップ、ゲーム、工作など）
- ・ チラシ、サンプリング、試供品の提供

41

(9) PR活動について

PR活動面積の考え方 (屋内)

屋内出展におけるPR活動の面積換算方法は以下のとおりです。
PR活動が可能な面積は、出展面積の5%と1㎡でいずれか大きい方の面積です。

【参考】面積換算の考え方

- ・ポスター・サインージ等の場合
A0: 1㎡ A1: 0.5㎡ A2: 0.25㎡ A3: 0.13㎡
B0: 1.5㎡ B1: 0.75㎡ B2: 0.37㎡ B3: 0.19㎡
- ・配布・説明者の場合 一人あたり0.75㎡

PR活動	PR活動として換算する面積
作品で表現したPR内容 (例: 花文字)	PR内容が占める面積 (四角形でとらえる)
パネル、サインージ、スクリーン、のぼり (壁掛け、イーゼルや足があるもの)	パネル、サインージ、スクリーン、のぼりの面積
企業名・ロゴを付したユニフォームを着用しての出展者による説明	出展者が占有する面積
出展者による出展者、製品、サービスに関する説明	
机・椅子のある商談型	机・椅子が占有する面積
出展者が来場者に対して説明する場合	出展者 (説明者) が占有する面積
商談ブース	ブースの占有面積
物品 (チラシ、サンプリング、試供品)、名刺の配布	配布者の占有する面積 (設置の場合は占有面積)
机上、パンフレットラックにチラシ・広告・アンケートを掲示	机、パンフレットラックの占有面積
デモンストレーション、体験	出展者 (実施者) や来場者、作品が占有する面積

42

(9) PR活動について PR活動の例



43

(補足資料) PR活動の具体例について

庭園・展示のコンセプトや見どころ、各季節の注目ポイントを紹介等するパネルにおける、企業、団体、個人、自治体の活動紹介・商品名や価格、販売店を記載した製品、サービスの紹介を含む場合のPR活動の面積換算は以下のとおりです。

花き等の紹介パネル例 ①



44

(補足資料) PR活動の具体例について

花き等の紹介パネル例 ②



花き等の見どころ等をご紹介する場合、地方公共団体における観光や地場産品の需要喚起につながる活動はPR活動に換算されます。具体的には、地名、観光名所・施設名等を記載した場合はPR活動です。

45

(9) PR活動について

PR活動における留意事項

■ 屋外・屋内出展共通

- ・マイクや拡声器を使用した案内は控えてください。
- ・広告用動画の音声や音楽は周辺の出展区画に聞こえない音量にしてください。
- ・脚がある広告物を設置する場合には、来場者が転倒しないよう対策を講じてください。
⇒ 脚をテープ等で色付けすることや周辺を立入禁止にするなど
- ・イーゼルやのぼり、ポスター等はウェイトを付けるなど転倒防止策を行ってください。
- ・PR活動が出展区画外へ出ることが無いようにしてください。
- ・サンプリング、試供品については配布できないものがあります。事前にご相談ください。

■ 禁止事項

- ・出展区画内における、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動
- ・出展区画内における、有償での商品・サービスの提供
- ・出展区画の入場料を徴収すること
- ・寄付を募ること
- ・その他、上記の出展条件及び本要領に記載する内容に反すること

【禁止事項への措置】

出展者が禁止事項に定められた行為を行い、博覧会協会からの是正勧告があったにもかかわらず改善されない場合には、不信行為とみなし契約を解除する場合があります。

(10) 今後の手続きと提出書類について【設計・施工関係】

展示計画書の提出以後も以下の種類を提出していただきます。
各種書類の提出にあたっては、随時説明会にて詳細をご案内します。

書類	提出内容	提出予定時期
① 展示計画書	展示内容や簡単な図面等（イメージスケッチも可）	出展週①～⑤の方：2026年1月30日 出展週⑬～⑰の方：2026年2月27日
② 実施設計書等※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施設計書承認申請書、チェックリスト 2. 平面図 3. 立面図 4. 仕様書 5. 展示される植物や花等の詳細なリスト 6. ユーティリティ使用計画書 7. 施工解体計画書、施工中の環境配慮計画 8. 設計、入札、建設、及び解体等のスケジュール 9. PR活動計画書 10. アクセシビリティガイドライン自己診断表（セルフチェックシート） ※工作物がない場合、1/2/3/5/8/9/10のみ提出	施工前まで ※承認には20日程度要します。 ※③の書類提出前に承認が必要です。
③ 施工関係書類	工事着手前：施工開始に伴う申請等施工に関わる必要書類 工事期間中：工事進捗報告書他 工事完了時：工事完了届の書類	工事着手の20日前まで
④ 撤去関係書類	撤去作業に伴う各種書類	撤去着手の●日前まで <検計中>